

県内各市町の健全化判断比率一覧

(単位: %)

	健全化判断比率			
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	・早期健全化基準: 11.25~15% ・財政再生基準: 20%	・早期健全化基準: 16.25~20% ・財政再生基準: (22決算) 35% (23決算~) 30%	・早期健全化基準: 25% ・財政再生基準: 35%	・早期健全化基準: 350%
大津市	- (11.25)	- (16.25)	2.8	16.9
彦根市	- (12.16)	- (17.16)	8.2	46.6
長浜市	- (11.64)	- (16.64)	4.4	-
近江八幡市	- (12.60)	- (17.60)	3.5	-
草津市	- (12.04)	- (17.04)	6.2	-
守山市	- (12.69)	- (17.69)	4.4	-
栗東市	- (12.87)	- (17.87)	16.7	161.0
甲賀市	- (12.12)	- (17.12)	10.0	74.0
野洲市	- (13.03)	- (18.03)	12.9	104.1
湖南市	- (13.01)	- (18.01)	9.7	62.9
高島市	- (12.65)	- (17.65)	10.5	43.6
東近江市	- (11.81)	- (16.81)	8.9	-
米原市	- (13.00)	- (18.00)	5.0	-
市平均	-	-	6.8 [7.9]	13.4 [39.2]
日野町	- (14.57)	- (19.57)	4.6	65.7
竜王町	- (15.00)	- (20.00)	11.9	35.4
愛荘町	- (14.54)	- (19.54)	5.0	6.1
豊郷町	- (15.00)	- (20.00)	0.6	-
甲良町	- (15.00)	- (20.00)	11.9	-
多賀町	- (15.00)	- (20.00)	6.6	57.2
町平均	-	-	6.5 [6.8]	22.3 [27.4]
市町平均	-	-	6.7 [7.6]	14.0 [35.4]

※()内の数値は、各市町の早期健全化基準を表す。
 ※市平均、町平均、市町平均は各比率を加重平均により求めた数値。
 なお、[]内の数値は、単純平均により求めた数値。